みよし市選挙管理委員会会議録

日時 平成31年1月16日(水) 開会 午後1時30分 閉会 午後2時30分 場所 みよし市役所 特別会議室

	(選挙管理委員会 3				p.		ш		пL
委員職務		伊豆原 三 浦 ラ	要 和 夫	委 委	員員	原 内	田田	重銑	助造
4联757	17年1	二冊		安	具	Ρij	Щ	亚	但
(書記	三)								
	- [,] 部部長(書記長	:) 原 田	清 明	総務課	副主幹(書記)塚	崎		仁
総務	部次長(書記)	廣瀬	邦 仁	総務課	副主幹(書記) 岡	田	珠	見
総務	課主幹(書記)	坂 口	慶 臣	総務課	主事(書記)	山	本		望
小胆の形									
公開の状況	化 公用								
傍聴者 >	なし								
ut taka									
次第	. . .								
1 あい	さつ								
2 議題									
	外選挙人名簿の	登録につ	いて					. р	1
	》 举人名簿選挙時								
(2) 図 -									
イ									
·	送手八石 侍豆 举管理委員会告								
	チョユダ貝ムロ ポスター掲示場								
	選挙権を有する								
	選挙権を有する								
	関日前投票所の								
	投票所の場所の								
	開票の場所及び								
	期日前投票所の								
	次で的技術//シ 投票管理者及び								
	関票管理者及び 開票管理者及び								
	元宗官 <u>年</u> 日及り 氏名掲示の順序								
	開票立会人選任								
	州宗立芸八選に 一地方選挙の日								
	よし市公職選挙								
	よし市五概選手 よし市の議会の							1 4	1
(0)	ひ いけい 既だり	财风从口	ヘッダチに	シワクロ	ガーツ及川寸	~/ A	只只		

担に関する規程の一部改正について · · · · · · P24

- 3 その他
- (1) 愛知県知事選挙の事前審査状況について・・・・・・ 別紙1
- (2) 愛知県知事選挙の投票所入場券の配付について … 1月17日 (木) 配付開始
- (3) 愛知県知事選挙の選挙公報の配付について … 1月20日(日) 県配送

同日から配付開始

(4) 愛知県知事選挙の啓発計画について … 別紙 2

議題

名前	内容
廣瀬書記	それでは、ただいまから選挙管理委員会を開催します。
	本日の会議は、みよし市選挙管理委員会会議公開規程第2条の規定
	により、公開することとし、会議の開催前に傍聴の受付を行ったとこ
	ろ、傍聴を希望する者はいませんでしたので、報告をいたします。
	はじめに伊豆原委員長より挨拶をお願いします。
伊豆原委員長	< あ い さ つ >
廣瀬書記	それでは、委員長のとりまわしにより、議事の進行をしていただき
	ますので、よろしくお願いします。
伊豆原委員長	それでは、議題に入りたいと思います。
	議題(1)在外選挙人名簿の登録について、書記より説明をお願いしま
山本書記	す。
四个自己	│ │ 議題1「在外選挙人名簿の登録」について事務局より説明いたしま│
	す。
伊豆原委員長	<説明>※非公開のため記載省略
	ただ今、書記からの説明がありましたが、御質問等ございましたら、
	お願いします。
	います。
	議題(1)在外選挙人名簿の登録について、御異議ございませんか。
伊豆原委員長	<異議無し>
	御異議ないようですので、(1) 在外選挙人名簿の登録については、承
	認されたものといたします。
	PUC 4012 0 12 C 1 12 O S 1 0

続きまして、議題(2) 選挙人名簿選挙時登録について、書記より説明をお願いします。

山本書記

議題(2) 選挙人名簿選挙時登録について、事務局より説明いたします。

3ページ目を御覧下さい。

今回の選挙時登録における資格要件等について、大きい1番ですが、 定時登録の基準日及び登録日は、平成31年1月16日(水)でござい ます。

大きい2番についてですが、(1)、(2)のいずれの要件も満たす者が登録されることとなります。ひとつ目の登録要件として、国政選挙の選挙権のある者であることとされています。すなわち、日本国民であり、平成31年2月4日現在において年齢満18年以上である者であることが要件となります。2つ目は、住所要件として、平成30年10月16日以前の転入者で、引き続きみよし市の住民であることが登録要件となります。いわゆる3箇月要件です。イについてですが、3箇月以上みよし市の住民基本台帳に記録されていた者で、平成30年9月16日から平成31年1月15日までに転出した者、すなわち転出後4箇月以内の者については、表示登録者として登録がされます。また、ウについてですが、帰化した者は、帰化の届出をした日以後、引き続きみよし市の住民であれば登録がされます。

大きい3番の抹消者ですが、(1)から(3)のいずれかに該当した場合、選挙人名簿から抹消されることとなります。ひとつ目は、平成30年9月15日以前に選出した者です。転出して4箇月を超えた場合は、本市の名簿から抹消されることとなります。2つ目は、前回の基準日から今回の基準日、つまり平成31年1月16日までに死亡した者です。3つ目は、欠格事項に該当した者です。

大きい4番ですが、名簿に転出者として表示される者は、大きい3(2)イで触れた、平成30年9月16日以降の転出者となります。 続いて4ページ目を御覧ください。

こちらは、今回の選挙時登録における選挙人名簿登録者数を表したものです。平成31年1月16日現在の選挙人名簿登録者数は、男24,495人、女23,181人であり、合計47,676人です。下表は、投票区ごとの選挙人の数の内訳を表したものです。

5ページ目には、各投票区の前回の選挙時登録及び前回の定時登録 時と比較した、男女別の増減表を表したものを載せております。

6ページ目を御覧ください。

こちらは、世代ごとの選挙人の数の内訳と前回の定時登録時の数値 を比較した増減表を掲載しております。 続きまして、在外選挙人名簿登録者数について説明いたします。 7 ページ目を御覧ください。 1月 16 日現在の在外選挙人名簿登録者数は、男 57 人、女 22 人、計 79 人であり、前回の 12 月定時登録と比較して、女 1 人増、計 1 人増となっております。

8ページ目は、在外選挙人79人の在留している国の内訳でございます。

伊豆原委員長

ただ今、書記からの説明がありましたが、御質問等ございましたら、 お願いします。

それでは、ご質問等になければ、ただいまより採決に移りたいと思います。

議題(2) 選挙人名簿選挙時登録について、御異議ございませんか。

<異議無し>

伊豆原委員長

御異議ないようですので、(2) 選挙人名簿選挙時登録については、承認されたものといたします。

続きまして、議題(3) 選挙管理委員会告示について、書記より説明をお願いします。

塚崎書記

議題(3) 選挙管理委員会告示について、説明させていただきます。資料の9ページ以降となります。順に説明させていただきます。

まず、9ページでございますが、選挙管理委員会告示の第1号でございます。平成31年2月3日執行予定の愛知県知事選挙におけるポスター掲示場設置の告示でございます。こちらにつきましては、1月11日に市内全てのポスター掲示場設置を完了しておりまして、公職選挙法の規定に基づき、直ちに告示をすることとなっておりますので1月11日付で既に告示をさせていただいております。

10ページ、11ページには、今回の愛知県知事選挙におけるポスター掲示場の一覧を載せさせていただいております。昨年の衆議院議員総選挙との比較でございますが、今回2箇所、場所を変更させていただいております。一覧表内の57番と64番でございます。まず、57番でございますが、緑丘投票区のポスター掲示場の一つで、従前は三好丘緑行政区にある四ツ池という調整池のほとりにあったものを、より住宅地の中にある高嶺公民館の敷地内に今回移動させていただいております。64番につきましては、黒笹投票区の中の一つでございまして、従前は三好丘あおば地内の黒笹工業団地付近の市道の脇にあるガードパイプに取り付けてあったものですが、こちらにつきましても、より人目につくように同じく三好丘あおば地内の大沢公園のフェンスに固

定するよう、移設させていただきました。

12ページを御覧ください。

告示の第2号でございます。こちらにつきましては、今回の選挙時登録の登録者数の内の、地方自治法の規定に基づく、50分の1の数の告示でございます。地方自治法第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数は954となります。計算式といたしましては、今回の登録者数である47,676を50で割りますと、953.5となりますので、小数を切り上げさせていただき、954という数字になります。

13ページにつきましては、告示の第3号について、地方自治法、それから地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づく選挙権を有する者の総数の3分の1の数の告示でございます。地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に規定する、選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、15,892となります。割り出しにつきましては、47,676を3で割りますと、15,892となります。参考としまして、それぞれの告示の下段に前回の定時登録、前回の選挙登録にて告示した数を載せさせていただいておりますので御参照ください。

14ページを御覧ください。

告示の第4号でございます。今回の愛知県知事選挙における、期日前投票所の場所の告示でございます。期日前投票所の場所といたしましては、みよし市役所、みよし市三好町小坂50番地を告示させていただきます。その下が、告示の第5号でございます。今回の愛知県知事選挙における投票所の場所の告示でございます。三好投票区から黒笹投票区までの市内8箇所につきまして、それぞれの投票区内にある小学校の体育館、それから天王投票区につきましては、新屋児童館の場所を告示させていただいております。

15ページは、今回の愛知県知事選挙における開票の場所と日時の告示でございます。開票を行う場所としましては、三好公園総合体育館でして、日時につきましては、平成31年2月3日午後9時10分でございます。

16ページになります。告示の第7号でございます。今回の愛知県知事選挙の期日前投票所の投票管理者及び職務代理者の告示でございます。それぞれ、職務を行う日ごとに氏名及び住所を記載させていただいております。今回の期日前投票につきましては、全て選挙管理委員会事務局の職員で投票管理者と職務代理者を努めさせていただきます。なお、委員の皆様につきましては、前回の12月の定例会の中で、投票立会人を期間中で1回ずつお願いさせていただくこととしておりますので、ご協力の程、よろしくお願いいたします。

17ページにつきまして、告示の第8号についてでして、今回の愛知県知事選挙の投票日当日の投票管理者と職務代理者の告示でございます。市内8投票区の各投票管理者と各職務代理者の氏名と住所を記載させていただいております。いずれもみよし市の職員でございます。

18ページを御覧ください。

告示の第9号でございます。今回の愛知県知事選挙の開票管理者と職務代理者の告示でございます。今回の愛知県知事選挙の開票作業について管理する開票管理者とその職務代理者につきまして、開票管理者につきましては伊豆原委員長、職務代理者につきましては三浦職務代理にお願いさせていただきたいと思います。

その下段が、告示の第 10 号でございます。今回の愛知県知事選挙の投票所内における氏名等の掲載の順序を定めるためのくじを行う日時と場所の告示でございます。明日 1 月 17 日に愛知県知事選挙の立候補の受付がされます。午前 8 時 30 分から午後 5 時までの間に受付がされまして、受付が締め切られた後、愛知県選挙管理委員会から私どもへ届出順位で受け付けられた一覧表が届けられることとなるのですが、そのことにつきまして、午後 6 時から投票所内における氏名等の掲示の掲載順序を決めるくじを行いたいと思います。こちらにつきましても委員の皆様の御出席をお願いしたいと思っております。場所につきましては、市役所 3 階の 3 0 1 会議室となりますので、よろしくお願いたします。

19ページです。

告示の第11号です。今回の愛知県知事選挙における開票立会人を定 めるくじの日時と場所の告示でございます。日時につきましては、こ ちらは、各候補者から平成31年1月31日午後5時までに開票立会人 を行う方の届出がございます。従いまして、くじにつきましては、翌 日の平成31年2月1日午前10時から、市役所3階301会議室での 開催を検討しております。ただ、こちらの開票立会人のくじにつきま しては、候補者の数が3人を超えないとくじを行う必要がなくなりま す。開票作業につきましては、開票立会人が3人から10人までの間で 行うこととされております。従いまして、候補者の数が2名以下の場 合で、その2名の方からそれぞれ届出があったとしても、くじを行う 必要はございませんので、よろしくお願いいたします。なお、くじを 行わないこととなった場合、または候補者が2名を超えない場合は必 然的にくじを行わないということでご承知おきいただきたいと思いま すが、候補者が3人を超える場合で、かつ、届出のあった方が2名以 下で、くじを行う必要がない場合は事務局から御連絡させていただき ますので、よろしくお願いいたします。

以上が議題(3) 選挙管理委員会告示についての説明でございます。

伊豆原委員長

ただ今、書記からの説明がありましたが、御質問等ございましたら、 お願いします。

内田委員

明日の夕方行われるくじは、どなたが引かれるのですか。

塚崎書記

事務局にて抽選器を保有しておりますので、そちらを使用させていただきまして、抽選結果を皆様に御確認いただいて、くじの結果とさせていただきたいと思っております。

内田委員

候補者側の方は関係ないのですね。

塚崎書記

そうです。ただ、候補者側の方もくじに立会うことはできるという 規定になっておりますので、もしもお見えになれば立ち会っていただ くことは可能となっております。

原田委員

投票所が各小学校ということで、車でお見えになられる方が多いと 思いますが、駐車場への誘導などは行っていただけるのでしょうか。

塚崎書記

はい。各投票所の主に駐車場なのですが、今回ガードマンを配置しました。また、駐車場へ誘導する案内表示も投票所内に設けさせていただきまして、駐車場の位置を案内するとともに、お見えになられた有権者の方の安全確保を図りたいと思っております。

原田委員

運動場を駐車場代わりにするとすれば、天気が悪いと足場が心配ですね。

塚崎委員

そうですね。投票所の中には運動場を駐車場として使わなければ駐車台数が確保できないところもございますので、そのようなところは 天気が悪くなると足場が悪くなってしまう可能性がございますが、ご 理解いただきながら行っていきたいと考えております。

伊豆原委員長

それでは、ご質問等他になければ、ただいまより採決に移りたいと 思います。

議題(3) 選挙管理委員会告示について、御異議ございませんか。

<異議無し>

伊豆原委員長

御異議ないようですので、議題(3) 選挙管理委員会告示については、 承認されたものといたします。 続きまして、議題(4) 統一地方選挙の日程について、書記より説明を お願いします。

塚崎書記

議題(4) 統一地方選挙の日程について、説明させていただきます。

資料は20ページとなります。12月の定例会の中で、統一地方選挙 の日程を決める臨時特例法が国会に提出され、審議中であることをお 話させていただきました。こちらの法案につきましては、昨年末に成 立して公布された状況でございます。その結果でございますが、愛知 県議会議員一般選挙につきましては、3月29日告示、4月7日投開票 日、みよし市議会議員一般選挙につきましては、4月14日告示、4月 21 日投開票日ということが正式に決定となりました。従いまして、今 回の議題では、それぞれの選挙に合わせた日程をご案内させていただ きたいと思います。20ページの表には、それぞれ愛知県議会議員一般 選挙とみよし市議会議員一般選挙に関係する日程を載せさせていただ いております。愛知県議会議員一般選挙につきましては、告示日の3 月29日の前日の3月28日の木曜日午後1時30分から選挙人名簿登録 等のための選挙管理委員会の開催をお願いしたいと思います。それか ら、翌日3月29日の金曜日でございます。こちらにつきましては、立 候補の届出のための受付事務でございます。愛知県議会議員一般選挙 につきましては、55の選挙区に分けまして、それぞれの選挙区で選挙 を行うこととなります。そして、みよし市につきましては、みよし市 の区域が一つの選挙区となりますので、その選挙区の中で立候補の届 出の受付の事務を行うこととなります。それから、同じ日でございま すが、立候補の届出の受付が終了した後、午後5時50分から候補者の 氏名の掲載順序を決めるくじを行いたいと考えております。その翌日、 3月30日土曜日から4月6日土曜日までの間で期日前投票が行われ ます。こちらにつきましても、委員の皆様にそれぞれご協力いただき たいと考えておりますが、また日程案ができましたら皆様にもお示し させていただきたいと考えております。それから、年度が変わりまし て、4月5日金曜日に選挙立会人のくじ、こちらは先ほどお話いたし ました開票立会人のくじと同じものと考えていただけたら結構でござ います。こちらも、選挙立会人の人数が3人を超えなければくじを行 う必要がなくなることから、必要となった場合にのみ行うことである とご承知いただきたいと思います。それから、4月7日でございます。 こちらは投開票日でございます。午前10時から選挙管理委員会と明る い選挙推進協議会の合同会議を考えております。その日の夜でござい ますが、午後7時45分にご集合いただき、午後9時10分から開票作 業、開票作業終了後に選挙会を考えておりますので、よろしくお願い いたします。

みよし市議会議員一般選挙でございますが、3月18日月曜日午後1

時 30 分から市役所 3 階研修室にて立候補予定者説明会の開催をお願 いいたします。4月13日土曜日、告示日の前日でございますが、午後 1時 30 分から選挙人名簿等の登録を行う選挙管理委員会の開催をお 願いいたします。その翌日の告示日でございますが、立候補の届出の 受付を行います。その後、午後5時20分から選挙公報の掲載順序を決 めるくじ、午後5時50分から投票所内の候補者の氏名の掲示の掲載順 序を決めるくじを行いたいと考えております。その翌日の4月15日か ら4月20日までの間で期日前投票が行われることとなります。こちら につきましても、それぞれ委員の皆様に御協力いただきたいと考えて おりますので、また案ができましたらお示しさせていただきたいと考 えております。4月19日でございますが、選挙立会人のくじを午前 10 時から行うことで考えております。4月21日は投開票日でござい ます。午前10時から選挙管理委員会と明るい選挙推進協議会の合同会 議を行いたいと考えております。その日の夜、午後7時45分に御集合 いただきまして午後9時10分から三好公園総合体育館で開票作業と 選挙会を行うことを考えております。また、市議会議員選挙でござい ますが、4月22日に当選者の方へ当選の告知と当選証書の付与を考え ておりますので、御出席いただきますようお願いいたします。詳細に つきましては、日にちが近づいて参りましたらご案内させていただき たいと考えておりますので本日の議題としましては、この一覧表の内 容でご承知いただければと考えております。よろしくお願いいたしま す。以上が議題(4)統一地方選挙の日程についてとなります。

伊豆原委員長

ただ今、書記からの説明がありましたが、御質問等ございましたら、 お願いします。

内田委員

県議会議員一般選挙について、候補者が一人しかいない場合にはく じを行う必要はないのですね。

塚崎書記

そうです。この表で言いますと、29 日金曜日の立候補の届出の受付で、お一人しか届出がなかった場合には、この日のその後の日程につきましてはなくなることとなりますが、その場合につきましても当選者を正式に決める、選挙会という会議の開催は必要となっております。選挙会を開く日時につきましては、改めて県の選挙管理委員会と日程を確認したいと思います。

内田委員

選挙日に行うというわけではないのですか。

塚崎書記

昨年行われました市長選の際には、投開票日の翌日に選挙会を開催 させていただいたのですけれども、今回も同様の考え方として良いか ということも、県の選挙管理委員会と確認したいと考えております。

伊豆原委員長

県議会議員選挙の当選証書付与はこちらで行うのでしょうか。

塚崎書記

愛知県選挙管理委員会にて行うと伺っております。

伊豆原委員長

それでは、ご質問等他になければ、ただいまより採決に移りたいと 思います。

議題(4) 統一地方選挙の日程について、御異議ございませんか。

<異議無し>

伊豆原委員長

御異議ないようですので、議題(4) 統一地方選挙の日程については、 承認されたものといたします。

続きまして、議題(5) みよし市公職選挙管理規程の一部改正について、書記より説明をお願いします。

塚崎書記

議題(5) みよし市公職選挙管理規程の一部改正について、説明させて いただきます。資料は21ページから23ページとなります。今回、み よし市公職選挙管理規程を改正することとなった趣旨につきまして、 21ページにその概要を記載させていただいております。土地改良法の 一部が改正され、昨年の6月8日に公布されているのですが、平成31 年4月1日に施行されることとなっております。土地改良法が改正さ れることとなった背景につきまして、昨今の農家をめぐる環境が大き く変化したことによって、土地改良区、主に農地をお持ちの方が会員 になっている組織でございますが、その運営につきまして見直しを行 う趣旨となっております。その改正の一環の中で、土地改良区の総代 選挙につきまして、土地改良法の規定により選挙管理委員会の管理に よって選挙が行われることとされていたのですが、その選挙管理委員 会による管理を廃止いたしまして、それぞれの土地改良区の中で総代 の選挙を行うことができる改正となりました。その改正が行われたこ とに伴いまして、みよし市公職選挙管理規程の必要な改正を行うこと が一点であります。もう一点目ですが、今年新たに天王の即位と退位 によって元号改正が行われます。そのことに併せまして、規定中の様 式について、整理を行うものでございます。具体的な改正内容ですが、 23ページに改正前と改正後の新旧対照表を載せさせていただいており ます。まず、土地改良法の改正に絡むものですが、第54条の規定がご ざいます。こちらは土地改良法の総代選挙につきまして、選挙長の行 う告示について、土地改良法の選挙においても準用するという規定が ございます。この規定につきましては、土地改良区の総代の選挙を選

伊豆原委員長

挙管理委員会が行わないこととされたことから、この規定は必要なく なりましたため、今回この規定を削るとともに、この規定の中の目次 につきましても整理を行う改正となっております。それから、改元に 伴う様式の整理ですが、規定の中に様式第1号に選挙関係失権者名簿 という書式を定めておりますが、この中の生年月日欄に明治、昭和、 大正、平成のそれぞれを表す略語と、年月日という表記がございます。 こちらにつきましては、現段階で新しい元号が判明していないこと、 また、今後元号の略称を入れなかったとしても書式としては単に年月 日のみ書いてあったとしても書式としては成立し、また、今後改元等 がされたとしても改正の必要がないことから、今回元号の略称を全て 除く改正を行いたいと考えております。施行期日につきましては、土 地改良法の改正の関係は、改正土地改良法が施行される平成31年4 月1日から、それから元号改正に伴う様式の改正は、21ページでは白 抜きとさせていただいておりますが、今回この会議でもってご了解が いただけるのでありましたら、その後速やかに施行のために手続きを させていただきたいと考えております。その施行できる期日が決まり ましたら、こちらの資料中の施行期日が埋まることとなります。ご了 承いただきたいと思います。以上、議題(5) みよし市公職選挙管理規程 の一部改正の説明とさせていただきたいと思います。

伊豆原委員長

ただ今、書記からの説明がありましたが、御質問等ございましたら、 お願いします。

内田委員

元号表記について、役所等の書類は基本的に元号で表記されている と思いますが、西暦表記を行えばこのような改正は不要なのではない でしょうか。一般で言えば、西暦の方がわかりやすいと思います。

塚崎書記

今回の改元については、以前から世間でも広く知られておりまして、 それに併せまして、私どもも選挙管理委員会だけではなく、市役所中 で元号改正に伴ってどれだけ影響が出るかある程度の予測はつくとこ ろではあります。他の自治体の一部では、西暦による文書の表記が許 容され始めているということを聞いております。全て元号表記を廃止 して西暦表記とすることは、なかなか整理すべき部分も大きいとは思 います。みよし市役所ではあまりそのような話は具体的にされていな いのですが、今後もしかしたら西暦表記を許容しながら行政文書を作 成していくような話が進んでいくのではないかとは感じております。

内田委員

私の以前の勤務先では、昭和から平成になるタイミングで、社内の 書類の一切を西暦表記に変更していました。こちらの方が不都合が少 なかったように思います。 三浦職務代理

ただ、ご高齢の方は西暦よりも元号に馴染み深い方もいらっしゃる と思います。西暦表記とするのならば、ある程度周知を行う必要があ ると思います。

坂口主幹

今回の改元に際しまして、国の公文書管理規程というものがございまして、和暦で記載することが公文書のスタンダードでありまして、委員のご指摘のとおり確かにわかりづらいと思います。公文書として対外的に発出していくものをわかりやすくするために、例えば、西暦と和暦を併記するというような運用面で改正ということを少しずつ国、また他団体でも公文書管理規程が変わってきているというところであります。基本的には和暦表記というのが、国また地方公共団体の公文書としての性質が強いのですが、一方で市民に対してよりわかりやすくという観点から西暦を一部併記するという部分については団体の裁量によってできる点でありますので、また引き続きみよし市の文書管理の中でも検討できる要素であり、深めていきたいと考えております。

内田委員

私の場合は、役所の書類に元号の略称の記載がなければ西暦で書きます。

坂口主幹

そうですね。ただ、意味としては和暦も西暦も同じことでありますので、どちらでも書けるようにしておけば、今後改正する必要はなくなりますので、今回元号の略称は削らせていただきたいと考えております。

伊豆原委員長

それでは、ご質問等他になければ、ただいまより採決に移りたいと 思います。

議題(5) みよし市公職選挙管理規程の一部改正について、御異議ございませんか。

<異議無し>

伊豆原委員長

御異議ないようですので、議題(5) みよし市公職選挙管理規程の一部 改正については、承認されたものといたします。

続きまして、議題(6) みよし市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用等の公費負担に関する規程の一部改正について、書記より説明をお願いします。

塚崎副主幹

議題(6) みよし市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用

等の公費負担に関する規程の一部改正について、説明いたします。資 料は24ページからになります。昨年9月の定例会の際に、みよし市の 議会の議員と長の選挙における公費負担の条例の一部改正について、 案を議題とさせていただきました。こちらにつきましては、昨年12月 に開催されたみよし市議会の定例会にて提出させていただきまして、 原案どおり可決成立されまして、改正条例も公布されているところで ございます。その条例が今年の平成31年3月1日から施行されるとい うところでございます。その条例の細則的な意味を持つこの規定につ きましても今回ご審議いただき、改正をお願いしたいと考えておりま す。具体的な改正内容につきましては、この規定の様式第5号でござ います。26ページにこの様式の改正前と改正後の新旧対照表を載せさ せていただいております。こちらはビラの作成証明書という書式でご ざいますが、こちらの下段の4の(1)のところに、枚数16,000枚と いう表記がございます。この 16,000 枚というのは、従来は市長選挙に おいて、候補者が配ることができるビラの上限枚数でございまして、 条例改正前までみよし市では、市長選挙のみがビラの作成について公 費負担ができることとなっていたことから、あらかじめ 16,000 枚とい う表記がされていたのですが、今回条例改正によりまして、市長選挙 と市議会議員選挙がそれぞれこの条例の適用となるとされたことか ら、市議会議員選挙でもこの書式を使えるようにするために今回こち らの 16,000 枚という部分の 16,000 を削り、単に枚という表現にする ことで、それぞれの選挙に応じてこの書式が使用できるようにするこ とがこの改正の内容でございます。施行期日につきましては、改正さ れた公職選挙法や公費負担に関する条例の施行期日に合わせまして平 成31年3月1日とさせていただきたいと考えております。以上が説明 となります。

伊豆原委員長

ただ今、書記からの説明がありましたが、御質問等ございましたら、 お願いします。

内田委員

この規定の名称が、自動車の使用等の公費負担に関する規程の一部改正とありますが、内容についてはビラのことなのですね。

塚崎副主幹

そうですね。この規定の中では自動車の使用、それからポスターの作成、ビラの作成の公費負担についてそれぞれ定めているのですが、今回のビラの部分につきましては、規定の名称中の自動車の使用等の等の字に含まれているとご理解いただけますと幸いでございます。

伊豆原委員長

それでは、ご質問等他になければ、ただいまより採決に移りたいと 思います。 議題(6) みよし市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用 等の公費負担に関する規程の一部改正について、御異議ございません か。

<異議無し>

伊豆原委員長

御異議ないようですので、議題(6) みよし市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用等の公費負担に関する規程の一部改正については、承認されたものといたします。

最後に、その他について、書記より説明をお願いします。

塚崎副主幹

はい。その他の案件につきまして、4点ほど説明させていただきま す。いずれも今回の愛知県知事選挙において委員の皆様にご承知おき いただきたい点につきまして掲載させていただきました。まず一点目 ですが、愛知県知事選挙の事前審査状況につきまして、先程の資料の 末尾、26ページの次のページの表ですが、愛知県知事選挙の候補者の 事前審査の状況を掲載させていただいております。こちらは昨年末の 12月27日と28日に愛知県選挙管理委員会で愛知県知事選挙の立候補 予定者の事前審査が行われました。その時の結果の状況を掲載した表 でございます。事前審査を受けられた方は2名です。現職の大村秀章 さんと新人の榑松佐一さんです。12月28日以降に新たに事前審査を 受けられた方の情報は入っておりません。もしこのまま状況変わらず にいきますと、明日の立候補の届出につきましては、こちらの2名の 方が立候補の届出をされるであろうと思われます。それから二点目で ございます。こちらにつきましては特に資料はございませんが、今回 の愛知県知事選挙の投票所入場券につきまして、三好郵便局に持ち込 ませていただき、仕分け作業の後に明日の告示日より各世帯へと配布 していただけるよう調整させていただいております。その次の三点目 でございます。愛知県知事選挙の選挙公報、選挙ごとに作成される候 補者の政見等を載せた新聞でございますが、今回につきましては愛知 県選挙管理委員会によって作成され、1月20日(日)に愛知県選挙管 理委員会からみよし市に届けられる計画となっております。私どもは 県より届いた選挙公報を即日業務委託させていただいた業者へ持ち込 みましてその日から各世帯に配布するように手配をさせていただいて おります。四点目でございますが、資料の末尾のページをご覧くださ い。今回の愛知県知事選挙におけるみよし市選挙管理委員会の啓発活 動について記載した表でございます。大きく九点ございます。一点目 は懸垂幕を市役所壁面につけることです。こちらは、明日の告示日か ら選挙期日までを予定しております。二点目は公用車にマグネットス テッカーを貼りつけて選挙啓発を行います。こちらにつきましても懸 垂幕と同期間の貼り付けを予定しております。三点目には既に発行されておりますが、1月15日号の広報みよしHot Lineで啓発のページを載せさせていただいております。四点目は、広報車ですが公用車の中にスピーカーの機能があるものがございますので、期間中に市内を走る際に啓発文を流すものです。五点目は、1月27日の日に毎年みよし市で行われるマラソン大会がございます。そこの大会会場でみよし市明るい選挙推進協議会委員の皆様と街頭啓発活動などを行いたいと考えております。その他みよし市商工会の電子ディスプレイによる啓発、市民課窓口の呼出し画面による啓発、ひまわりネットワークによる放送、西三河タイムスや矢作新報の新聞に啓発記事を載せる形で啓発活動を行っていきたいと考えております。

内田委員

選挙啓発について、ネットを利用したほうが街頭啓発よりも効果が 高いのではないでしょうか。

塚崎副主幹

そうですね。今回の愛知県知事選挙は愛知県選挙管理委員会が執り 行う選挙であるのですが、県の選挙管理委員会のホームページなどで 内容を知ることができるようになっているので、みよし市の選挙管理 委員会としても愛知県選挙管理委員会のホームページにリンクを貼る などといったことでできるだけ有権者の皆さんが知れるように工夫は していきたいと考えております。

伊豆原委員長

ただいま書記より説明がございましたがご質問ございませんか。 それでは、ご質問等他になければ、これをもちまして、本日の選挙管理委員会を終了いたします。

本日は、御苦労様でした。